

AYLA HOUKAGO PARTNER

令和6年度7月改定 ガイドライン研修

これからのこどもまんなか療育施設



「こどもまんなか社会」の実現に向けて

こども家庭庁発足、障害児支援は、施策全体の中でより一層の推進が図られる

こども大綱

こどもの居場所づくりに関する指針

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

これらの内容を踏まえ、児童発達支援の内容や方法など基本的事項について
ガイドラインに示していく（令和6年3月29日こども家庭審議会障害児支援部会）

こども大綱とは

「こども大綱」とは、すべてのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに暮らすことができる「こどもまんなか社会」の実現のための取組をまとめた大元の方針。

●こども施策に関する基本的な方針

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び**こどもの権利条約の精神**にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）**で生活を送ることができる社会である。

こども施策の基本 理念等にとり

特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体としてのこども自身が、**ウェルビーイングを主体的に実現していく視点**を持ってこどもとその家族に関わらねばならない。

身体的

精神的

社会的

ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的な面において、よい状態であることをいいます。

こどもの最善の利益の保障

●児童福祉法第1条では、**こどもの権利条約の精神にのっとり**、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、**社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。**

●こどもの権利条約第12条において、「**自由に自己の意見を表明する権利**」が定められている。その「意見」は、原文（英語）では「view(s)」と表記されており、意見が聴取される権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号（2009年）において、**言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要**とされています。



障害児支援の 基本理念

障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供

こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどもの発達及び生活の連続性に配慮し、こどもの今の育ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点から、**こどものウェルビーイングの向上**につながるよう、必要な発達支援を提供することが必要である。

また、障害の特性による二次障害を予防する観点も重要であることから、**こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こどもの支援に当たっては、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるように、**エンパワメント**を前提とした支援**をすることが重要である。

合理的配慮の提供

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止等が定められている。

障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、**合理的な配慮の提供**が求められる。

このため、放課後等デイサービス事業所は、障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、
また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要である。

家族支援の重視

こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。家族がこどもの障害を含め、そのこども本人のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族を、**ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることにより、こどもの「育ち」や「暮らし」が安定し、こども本人にも良い影響を与えることが期待できる。**とりわけ放課後等デイサービスにおいては、学齢期になってから障害特性が明確化したこどもが利用するケースも多いことに留意して、丁寧に家族支援を行っていくことが必要である。家族の支援に当たっても、**こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要**であり、家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、**エンパワメントを前提とした支援**をすることが重要である。

地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していくことが重要である。このため、放課後等デイサービス事業所は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、放課後児童クラブ等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくことが求められる。

事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、各事業所や各関係機関それぞれが、非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要がある。こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある

今の育ちの充実を図る観点

将来の社会参加を促進する観点

二次障害を予防する観点

今の育ちの充実を図る観点①

— 行動は学習の結果である！ —

思い通りにならず自分の頭をたたく

本人の特性

環境

行動は、**学習の結果**です。生来的な要素のみならず、環境の影響を受け、またその中での学習により行動は定着していきます。

今の育ちの充実を図る観点②

— 発達 の 最近接領域 —

一人で
できる

一人でできることは一人でやってもらいましょう。
ここを手伝いすぎると「できる事までやらない」に。

支援があれば
できる

“今出来ていること”の派生で、明日サポートがあればできる
事ここを目標にしていきましょう。

できない

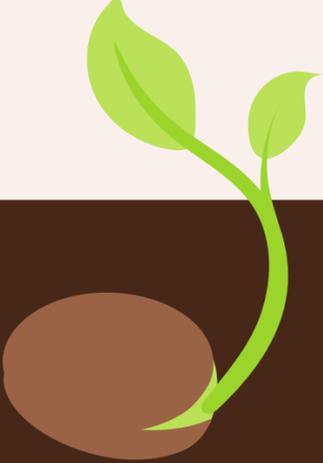
一人ではできない難度の高いもの。できたことで達成感がありますが頑張らせすぎると自尊心の低下を引き起こします。

〇〇ができるように、という性急なしつけよりも
「明日できそうなこと」をスモールステップで！

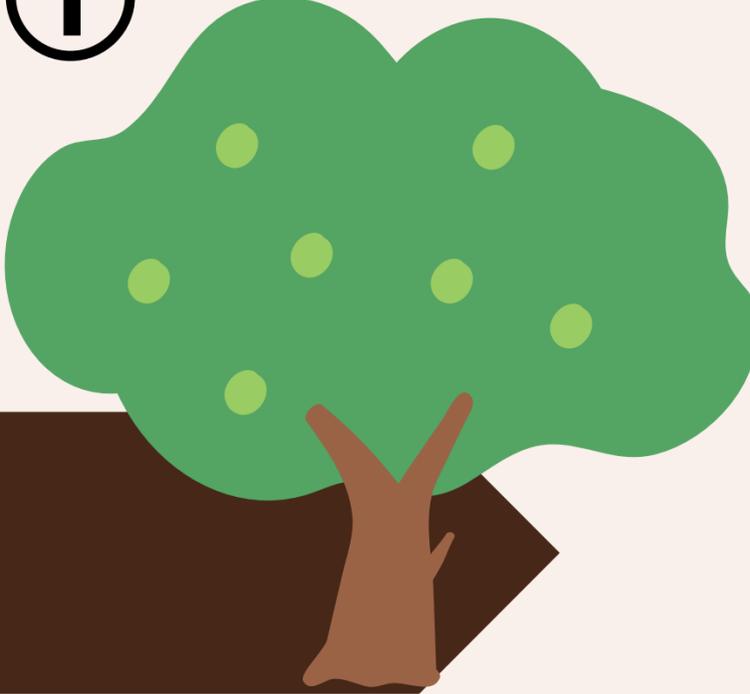


将来の社会参加を促進する観点①

— こどもの将来を見通す —



将来への長期的な視点



今の育ちの充実を図るべく、過去の生育歴や学習履歴に目を向け、本人の安心安全が十分満たされる環境を整えつつも、将来に向けての想定も不可欠な視点になります。

特に放課後等デイサービスでは、「長期的な視点」、「将来の見通し」という言葉がガイドラインの中でも多々登場しています。こどもが大人になるための様々な準備も必要な支援になってくるのです。

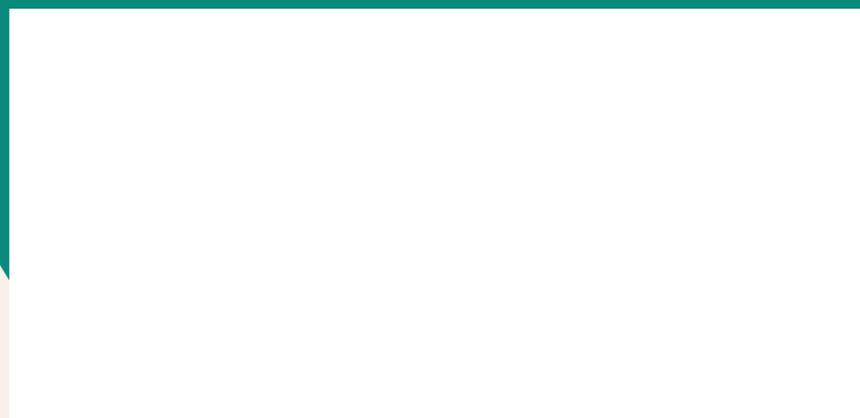
どっちが大事？

今の育ちの充実の
観点

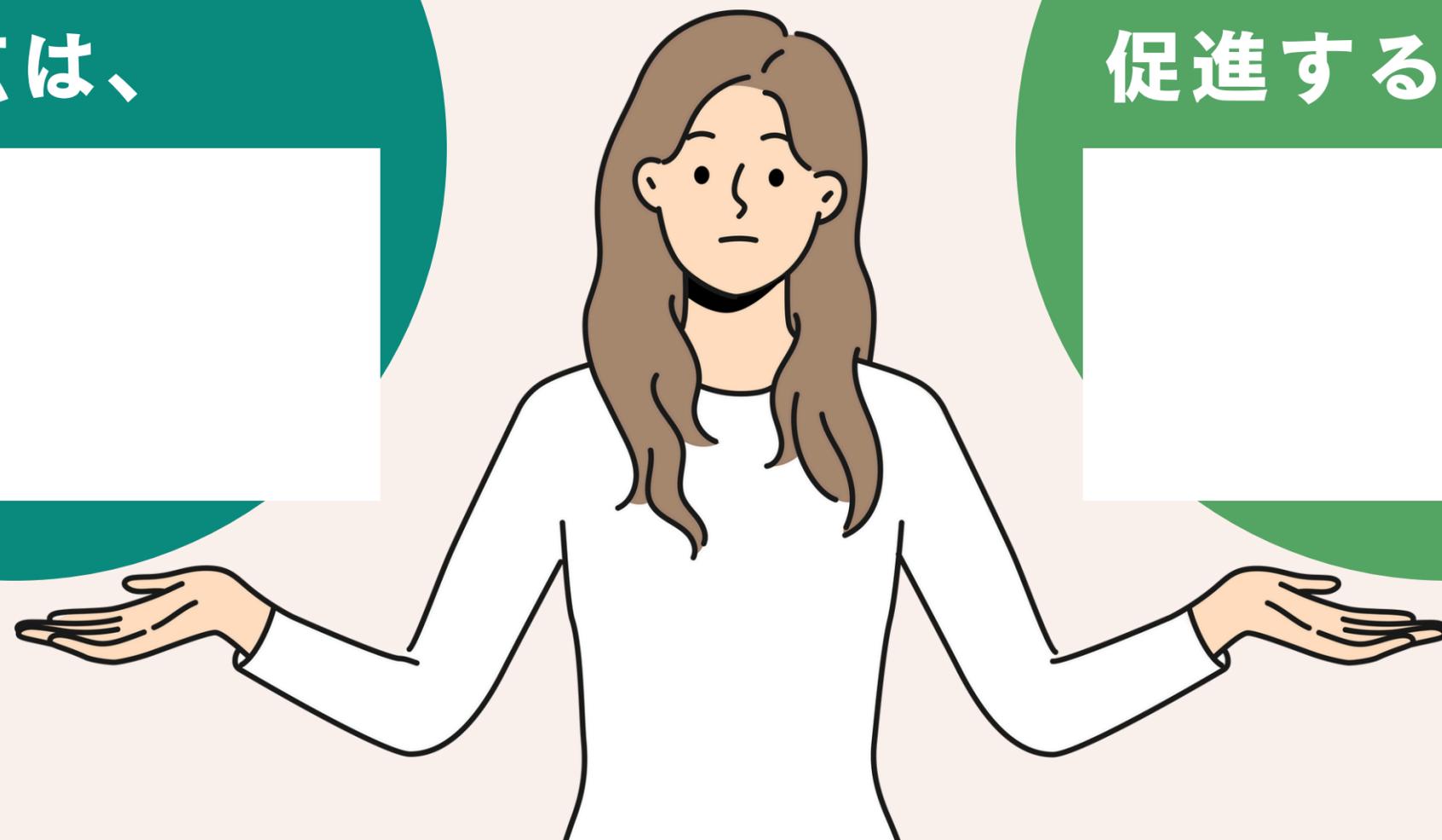
将来の社会参加を
促進する視点



今の育ちの充実の
観点は、



将来の社会参加を
促進する視点は、



将来の社会参加を促進する観点②

— 適応行動評価尺度 —

放課後等デイサービスガイドラインより

子どもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、
子どもの障害の状態だけでなく、**子どもの適応行動の状況を、
標準化されたアセスメントツール**を使用する等により確認する。

新しくなったガイドラインではVineland II という具体的な検査名は削除されたものの、「適応行動の評価」を標準化されたツールでアセスメントすることは引き続き必要とされています。→**それはなぜ？**

Vineland-II 適応行動評価尺度

Vineland-IIでは適応行動を「**個人的または社会的充足に必要な日常活動の能力**」と定義しています。最低限の生存のためのスキルと外的な社会により適応し、個人の人生を充実させるための能力までを“適応行動”と考えております。

コミュニケーション領域

受容言語、表出言語、読み書き

日常生活スキル領域

身辺自立、家事、社会参加

社会性スキル領域

対人関係、遊びと余暇、コーピングスキル

運動スキル領域

粗大運動、微細運動

不適応行動領域

内向性、外向性、その他

なぜ不適応行動を評価する？

個人の人生の充実。制度的な福祉ではなく一人ひとりの幸せ（ウェルビーイング）が社会福祉の考え方になります。

その為には、その子居場所や選択肢を増やすことが必要です。

自傷行為や他害行為、常同行動があることにより選択の幅を狭められている子どもたちは少なくありません。

それらの社会的に不適応行動と考えられる行動は取り除くと同時に、適切な行動を援助する事によりその子の人生に应用可能なスキルを身に付けてもらうためと考えます。

本人の生命の危険

頭を叩く
腕をかむ

柱に額を打ち付ける

周囲の危険

たたく、蹴る
つばを吐く

人を噛む

社会参加の妨げ

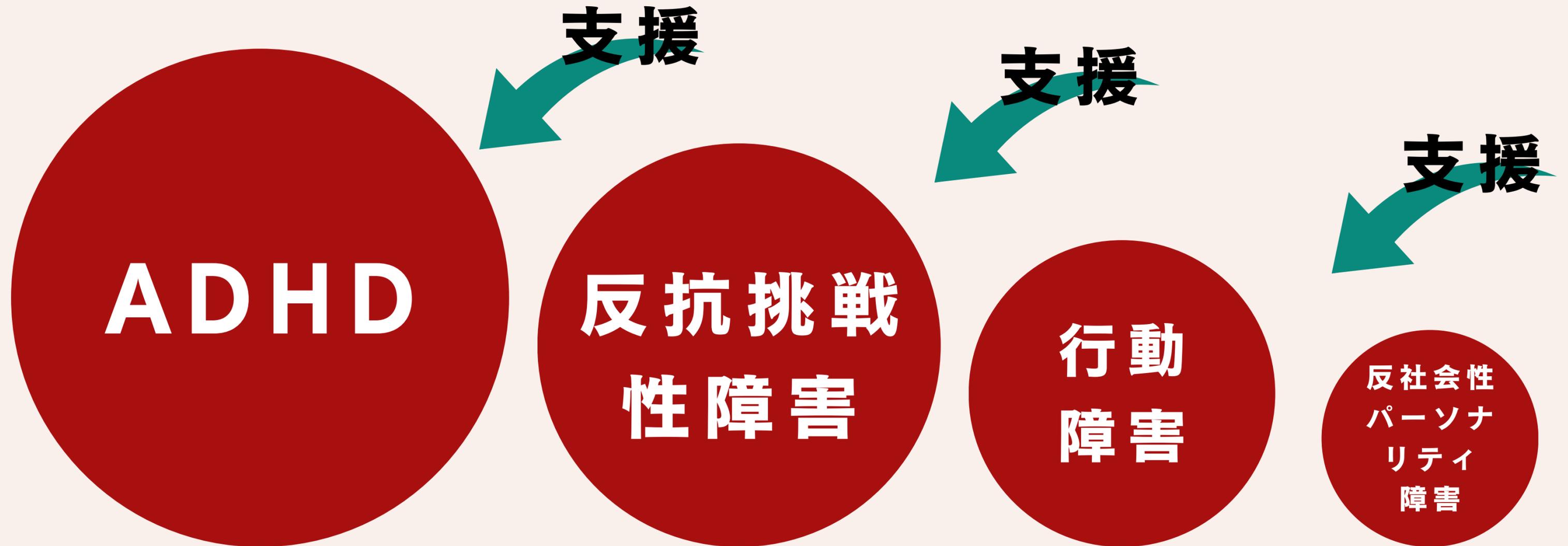
常同行動
課題から逃げる

視線遊び

二次障害を予防する観点①

—早期介入を正しく行う—

DBDマーチ



二次障害は適切な対応がなされないことで進行

ストラテジーシートの活用

困った行動、改善したい行動

きっかけ (A)

行動 (B)

結果 (C)

事前の工夫

望ましい行動

強化の手立て

事前・事後の環境の工夫を行っても
望ましくない行動が起こった時

起こってしまった時の対応

二次障害を予防する観点②

—保護者の養育レジリエンスを高める—

「発達障害のある子どもの養育が困難であるにもかかわらず、親が良好に養育に適応していることを表す特徴やその過程」

●養育レジリエンスの条件

レジリエンスの概念と既存の尺度を概説し、発達障害児（者）をもつ養育者のレジリエンスを評価するアセスメント（PARENTING RESILIENCE ELEMENTS QUESTIONNAIRE: PREQ）によると、「**子どもの特徴に関する知識**」、「**社会的支援**」、「**肯定的な捉え方**」と名付けている。

つまり何ができる？

養育レジリエンスを高めるため

**子どもの特徴に
関する知識**

子どもの苦手なところを理解できる。
子どもがやりそうなことが分かる。
子どもが問題を起こした時、その原因が分かる。
子どもの特徴を理解している。
子どもの特性に関する知識は豊富なほうだ。
子どもが向いていること（教科、遊び、仕事など）を分かっている

社会的支援

子育てについて相談できる人がいる。
子どもに関することで頼りにできる人がいる。
子育てについて一人で悩んでいる。（逆転項目）
子どもが困った時に、助けてくれる人がいる。
一人きりで子育てをするしかないと思う。（逆転項目）
子どもを将来助けてくれそうな人たちがいる

肯定的な捉え方

子どもとの関わりを大切にしている。
子どもが私に活力を与えてくれる。
子どもと話をしたり、遊んだりすることを楽しんでいる。
子どものためなら、どんなことでもできる

エンパワメントって何だるう？

エンパワメントとは

福祉では、本人、またはそのご家族が自らが発する力を持ち、自ら生活をコントロールすること、本人が持っている力を信じ、自立する力を得ること、という考え方をいいます。

組織におけるエンパワメントは「権限移譲」等の意味で使われることが多く、社員に仕事を任せることで持っている力を引き上げるような意図で捉えられますが、福祉においては、利用者の「主体」としての力を発揮できるような状態をイメージしましょう。

**主体は当然権利なのに、
障害特性のある子どもやその親は
なぜエンパワメントが課題になるの？**



子どもを取り巻く環境

マクロシステム 文化、価値等

エクソシステム 親と親の職場、兄弟と兄弟の学校等

メゾシステム 家庭と園、家庭と学校、学校と地域等

マイクロシステム 本人に直接関わること



Bronfenbrennerの生態学理的システム論では本人に直接関わる環境の影響を受けるだけでなくその「環境」自体も何らかの環境要因の影響を受けるという考えに基づき、人を取り巻く4つの環境として説明されています。



通所支援の目標

児童発達支援の目標

こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、ウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

アタッチメントの形成 とこどもの育ちの充実

乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、**安定したアタッチメント（愛着）**を形成していくこと。将来の**こどもの発達・成長の姿を見通し**ながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、**障害の状態や発達**の状況、**障害の特性等**に応じ、**様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供**することを通じて、**こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。**

家族への支援を通じた こどもの暮らしや育ち の安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

児童発達支援の目標

こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全てのこどもが共に成長できるよう支援することを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

放課後等デイサービスの目標

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、ウェルビーイングを実現していく力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

生きる力の育成とこどもの育ちの充実

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じ、様々な遊びや学び、多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

放課後等デイサービスの目標

**家族への支援を通じた
こどもの暮らしや育ち
の安定**

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

**こどもと地域のつながり
の実現**

こどもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や放課後児童クラブ、児童館等の教育や子育て支援施策、地域の活動と連携し交流を進めるとともに、放課後児童クラブを併用している場合には、十分な連携を図る等を通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

**地域で安心して暮らす
ことができる基盤づく
りの推進**

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の放課後等デイサービス事業所、地域の障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

はじまりは愛着から



- 子どもの思いを聞き、「」で叶える
- 「」を繰り返すことで、子どもは早く自立できる
- 甘えさせるのが苦手なお母さんは「」だけ頑張る
- お母さんが一番「」人になってほしい
- 親は教育者ではなく「」なのだから

児童精神科医 佐々木正美 著

支援の留意事項

■ 児童発達支援

こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、**保育所等との連携**及び**併行利用**や**移行に向けた支援**を行うために、「**保育所保育指針**」、「**幼稚園教育要領**」、「**特別支援学校幼稚部教育要領**」及び「**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**」の内容についても理解し、支援に当たることが重要である。

■ 放課後等デイサービス

こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、**放課後児童クラブ等との連携**及び**併行利用**や**移行に向けた支援**を行うために、**放課後児童クラブ運営指針**の「**育成支援（放課後児童クラブにおけるこどもの健全な育成と遊び及び生活の支援）**」の内容を理解するとともに、**特別支援学校小学部・中学部学習指導要領**及び**特別支援学校高等部学習指導要領**についても理解し、支援に当たることが重要である。放課後児童クラブ運営指針も参考に、目安として4つの区分に分けて、留意事項を示す。なお、この区分は、同年齢のこどもの均一的な発達の基準ではなく、個人差や障害の特性等によりその発達過程は様々であることを十分に理解した上で、あくまでも一人一人のこどもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。



個別支援計画の作成

個別支援計画作成プロセス

アセスメントの実施（面接）

個別支援計画の原案作成

原案に対する担当者会議

会議で出た意見を踏まえて原案修正

利用者に同意を得て交付

サービス利用開始（中間評価）

モニタリング（終了時評価）

次期個別支援計画の作成

計画書作成の留意点

①利用者の情報収集・課題把握（アセスメント）において

●関係各所からの情報収集や通所給付決定保護者等への面接により、障害児の初期状態とニーズを的確に把握する。

●どのようにアセスメントを行ったか、実施した通所給付決定保護者等との**面接の要点（日時・内容等）**が分かるように記録を残すこと。

②個別支援計画（原案）の作成において

●児童発達支援管理責任者だけでなく、実際に支援に入る職員等からの意見も取り入れる。

●達成目標の内容、達成までの期間設定は妥当か。

●計画への位置付けが必要な加算を算定する場合に、その内容が漏れていないか。

●担当者間での**ミーティングの議事の要点（実施日時・内容）**が分かるように記録に残しておくこと。

●必ずしも通所給付決定保護者からの同意前の原案を全て残しておく必要はないが、必要に応じて経過を残しておくようにすること。

計画書作成の留意点

③個別支援計画の説明・同意・交付において

- 利用者から書面により同意を得ること。
- 児童発達支援管理責任者が計画作成の一連の流れに関わり、計画にも計画作成の責任者として児童発達支援管理責任者の方の名前を明記すること。
- 計画書に通所給付決定保護者等から署名等を得、事業所で保管すること。
- 個別支援計画（原案）の作成日や利用者の同意日を明記すること。

④計画実施状況の把握（モニタリング）と計画の見直し・変更において

- 定期的に通所給付決定保護者等に面接を行い、定期的にモニタリングの結果を記録していること。
- 少なくとも6か月に1回、目標の達成度の評価やそれによる計画変更の必要性を確認し、必要に応じた計画の変更を行っていること。
- 実施した通所給付決定保護者等との面接の要点（日時・内容等）、モニタリングの結果や計画変更の必要性を検討した結果（検討の日付、必要性の有無、その判断に至る経過等）を記録に残しておくこと。

計画書作成のプロセス

【1 アセスメントの実施】

児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により、本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを実施する。

※ 市町村による支給決定の際の「5領域20項目の調査」の活用が望ましい。

【2 個別支援計画原案の作成】

児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画やアセスメントを踏まえ児童発達支援計画を作成する。将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。

計画書作成のプロセス

【3 個別支援会議の開催】

開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用や、個別支援会議を欠席する職員がいる場合の会議の前後での情報共有も可能である。いずれにしても、こどもの支援に関わる全ての職員に必ず意見を聴く機会を設けることが求められる。

また、**こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、** 当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、**こども本人や保護者の意見を聴くことが求められる。** そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこども本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。

計画書作成のプロセス

【4 モニタリングの実施】

支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、**こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある**。障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、障害児相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、児童発達支援計画の積極的な見直しを行う。



本人支援

本人支援の5領域



将来、日常生活や社会生活を
円滑に営めるようにするためのもの

障害のあるこどもが健やかに育っていくための方法

養護

健康
生活

運動
感覚

認知
行動

言語
コミュニケーション

人間関係
社会性

5領域（=本人発達への支援）

様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かう

【実践】 5領域の視点で整理しよう

■保護者の悩み

小3男児、忘れ物が直らない。注意しようとするときすぐ怒鳴る。

■個の素因

不注意で気がそれやすい。言われた事は比較的覚えている方。

IQは100前後。言語発達の遅れはないが指示を最後まで聞かず行動が遅れることが目立つ。元々入眠に時間がかかる。ADHD未診断。年々多動や困った行動が目立ってきたと母は感じている。

■環境

就寝時間が遅い。自宅では自室はなく常にリビングに荷物が散乱している。

中1の兄が日常的に家族に暴言を吐いている。

学校でも日に日に忘れ物が増えたり指示への遅れが出て教員に叱責されることが増えた。

支援目標を考えてみよう

支援目標

支援内容

5領域

【実践】 5領域の視点で整理しよう

■保護者の悩み

場所問わず、パンツに手を入れて、お尻のあたりを頻繁に触ってしまう。

■個の素因

小1男児、支援級。排泄自立しているが排便ふき取りのみ年長まで介助される。

言語発達ゆっくり、要求言語が出づらいが知っている言葉で会話はできる。

体幹弱くバランス崩しやすい。手首が固く、普段から動きがぎこちない。

■環境

排便・排尿行為そのものは自立しており就学後、トイレ介助はない。

支援目標を考えてみよう

支援目標

支援内容

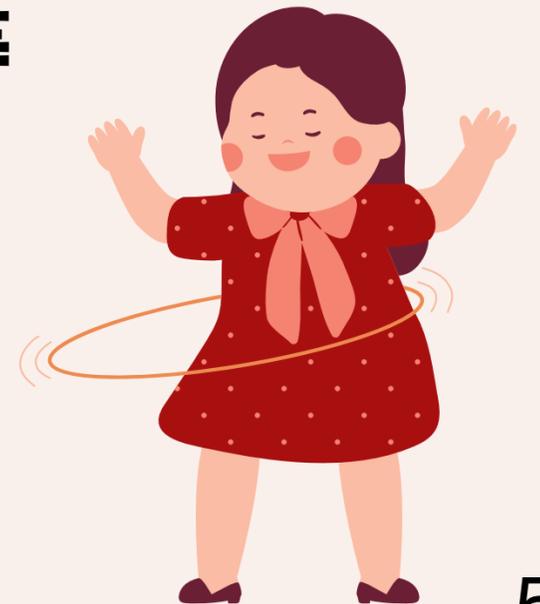
5領域



移行支援と 家族支援

移行支援とは

- 保育所等との移行に向けた調整、移行先との支援内容等の共有や支援方法の伝達、 受入体制づくりへの協力や相談援助への対応等の支援
- 将来的な移行を見据えた本人支援
(例：就学に向けてのトイレトレーニングなど)
- 進路や移行先の選択に対する相談支援、準備の支援
(例：中学校での生活をイメージするためのプログラム実施など)
- 併用先保育所や学校との支援内容の共有、対応方法のすり合わせ等
- 地域の保育所等や子育て支援サークル、地域住民との交流 等



家族支援とは



- **こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助講座やペアレントトレーニングの実施**
- **家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助**
- **レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援**
- **保護者同士の交流の機会の提供（ピアの取組）**
- **きょうだいへの相談援助等の支援**
- **子育てや障害等に関する情報提供 等**

※ 「本人支援」と「移行支援」「家族支援」が重複する場合、併記も可能！

「就学を見据えた身辺自立スキルの獲得」や「進路選択に向け自己理解を促すための支援」など、本人への支援がそのまま「移行」につながる目標については、併記することが可能です。



加算の活用

関係機関連携加算

算定回数に限度があるため、注意！

区分Ⅰ	保育所等施設との間で通所支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催すること	250単位
区分Ⅱ	障害児が日々通う保育所等施設との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加すること	200単位
区分Ⅲ	児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加すること	150単位
区分Ⅳ	ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するもの	200単位

※予め保護者の同意を得ることや、記録の作成等その他の条件もあるため実施前に要確認

関係機関連携加算にかかるQ&A

1 電話での情報交換をおこなった場合にも算定可能ですか。

関係機関連携加算（Ⅰ）～（Ⅲ）は、会議の開催又は参加による情報連携を基礎として評価をおこなうものであり、電話による情報交換のみをもって算定することは認められません。なお、会議の機会のみでなく、日ごろからの連携体制を確保することを求めており、その際には電話による情報交換などご活用ください。（R6こ家庁Q&A VOL.1問34）

2 送迎の引渡し時などに先生と学校での様子などの共有をした場合は算定可能ですか。

不可です。

3 関係機関連携加算（Ⅱ）は、障害児相談支援事業所が主催するサービス担当者会議への参加の場合にも算定可能か。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令第15条においてサービス担当者会議への出席依頼等に対して、指定通所支援の円滑な利用の観点から協力を求められていることから、当該加算による評価を行わない（算定されない）。（R6こ家庁Q&A VOL.1問36）

家族支援加算

算定回数に限度があるため、注意！

家族 支援 加算	(I) 個別 ※月4回まで	居宅 訪問	1時間以上	300単位
			1時間未満	200単位
		事業所等で対面		100単位
		オンライン		80単位
	(II) グループ ※月4回まで	事業所等で対面		80単位
		オンライン		60単位

※通常の個別支援計画策定に関連するモニタリングやアセスメントとは、内容を明確に線引きする必要があります。

家族支援加算にかかるQ&A

1 算定にあたり、最低実施時間がありますか。また、LINEでのメッセージのやり取りは対象可能でしょうか。

原則として30分以上行うことが要件です。また、オンラインの場合、相手の様子を確認できるよう、原則としてカメラ有で実施することが前提となっているため、LINEでのメッセージのやり取りは要件を満たしません。

2 利用児本人が不在でも、保護者やきょうだいに対して相談援助をおこなった場合は算定可能でしょうか。

可能です。なお、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席のもとでおこなうなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。(R6こ家庁Q&A VOL.1問30)

3 相談支援を行った日に対象児童が別の事業所を利用して場合も算定可能でしょうか。

可能です。但し、該当月において支援を提供していない場合は算定できません。

子育てサポート加算

算定回数に限度があるため、注意！

保護者に、支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもの関わり方等に関して相談援助を行った場合に月4回を限度とし、算定できる。(1回80単位)

子育てサポート加算にかかるQ&A

1 家族支援加算と子育てサポート加算を同日に算定することは可能でしょうか。

同日の算定は可能ですが、子育てサポート加算を算定する相談援助の時間帯と、家族支援加算を算定する相談援助の時間帯は、別である必要があります。(R6こ家庁Q&A VOL.1 問33)

2 きょうだいと同じ事業所を利用しており、同日に同一の場で支援を受けた場合はそれぞれ算定可能か。

支援内容の振り返りのみでは相談援助に該当しません。支援を提供する時間帯を通じて、家族等の直接支援場面へのそれぞれ算定可能である。ただし、相談援助を行う保護者は一人であったとしても、きょうだいそれぞれの特性や、特性を踏まえた関わり方等について相談援助を行う必要があることに留意すること。参加と相談援助と行ってください。

子育てサポート加算にかかるQ&A

3

支援提供時間帯を通じて、保護者等が支援場面をマジックミラー越しやモニターで視聴している際に、その場では相談援助等を行わず、支援終了後にまとめて相談援助等を行った場合には算定が可能か。

算定は不可。

○本加算の算定に当たっては、家族が直接支援場面の観察や参加する等の機会を提供し、その場で障害児の特性を踏まえた関わり方等に関する相談援助等を行う等、家族等と支援者が協働で取り組むことを基本としている。

○一方、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察することも可能としているところ。

○ただし、この場合であっても、支援場面の障害児の状況を踏まえながら、障害児に支援を行う従業者とは異なる従業者が相談援助等を、支援と同時並行的に行うことを求めているものであり、支援終了後にまとめて相談援助等を行うことは想定しない。

(R6こ家庁Q&A VOL.6問1)

子育てサポート加算にかかるQ&A

4

「支援を提供する時間帯を通じて」とあるが、算定の対象となる障害児に対して、支援が提供される全ての時間において、保護者等が支援場面の観察等を行っていないと算定できないのか。

○本加算の算定に当たっては、家族が直接支援場面を観察する場合や直接支援場面に参加する場合といった機会において、家族等と支援者が協働して障害児の特性やその特性を踏まえた関わり方に関する理解の促進に取り組むことが重要であるため、支援を提供する時間帯を通じて保護者等が支援場面を観察すること等が基本となる。

○ただし、支援が長時間に渡る場合には、あらかじめ保護者との間で、本加算の算定に係る相談援助等の取組が必要となる場面（活動等）を調整することなどにより、当該相談援助等を計画的に実施することは差し支えない。

○なお、この場合であっても、本加算の趣旨を十分に踏まえた上で、30分以上確保する必要があることに留意すること。

(R6こ家庁Q&A VOL.6問2)

子育てサポート加算にかかるQ&A

5

オンラインのライブ配信形式等を使用し、遠隔により保護者等が支援場면을視聴しつつ、支援者より相談援助等を受けた場合でも算定は可能か。

○算定は不可。

○本加算の算定に当たっては、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場면을観察することも可能としているところ。

○一方、本加算の算定に係る支援については、家族が直接支援場面の観察や参加する等の機会に、家族等と支援者が協働して障害児の特性やその特性を踏まえた関わり方に関する理解の促進に取り組むことが重要であるため、遠隔を前提とした支援は想定していない。

(R6こ家庁Q&A VOL.6問3)

子育てサポート加算にかかるQ&A

5

「マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察等しながら、障害児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えないものとする。」とあるが、児童発達支援管理責任者が相談援助を行った場合にも算定が可能か。

算定は可能である。(R6こ家庁Q&A VOL.6問4)

★すべての加算について、事前に算定の趣旨を説明し同意書にサインを頂く事と、実施後については記録（日時・内容）を記載し、保護者にもサインをもらいましょう。



法定化された 取り組みの確認

法定化事項再確認！

<p>虐待防止</p>	<p>①虐待防止委員会の定期的な開催及び結果の従業者への周知徹底（年1回） ②定期的な研修の実施の義務化（年1回以上） ③虐待防止のための責任者の設置 ・委員会や研修を定期的に適切に実施するため</p>	<p>・虐待防止委員会規程 ・虐待防止指針 ・チェックシート ・委員会議事録</p>
<p>身体拘束適正化</p>	<p>①身体拘束適正化委員会の定期的な開催及び結果の従業者への周知徹底（年1回） ②定期的な研修の実施の義務化（年1回） ③身体拘束等の適正化のための指針の整備</p>	<p>・身体拘束適正化の為の指針 ・委員会議事録</p>
<p>感染症蔓延防止</p>	<p>①感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者への周知徹底（3か月1回以上） ②指針の整備 ③定期的な研修・訓練の実施 ・研修→年2回以上(厚労省のマニュアル・動画の活用可) ・訓練→年2回以上(演習等を実施。机上及び実地での実施が望ましい)</p>	<p>・感染症蔓延防止の指針 ・訓練実施記録 ・研修実施記録</p>
<p>安全管理</p>	<p>①安全計画の策定 ・事業所設備の定期的な安全点検（最低学期ごと） ・マニュアルの策定、共有 ②児童・保護者への安全指導等 ③実践的な訓練や研修の実施 ④再発防止の徹底</p>	<p>・安全計画（本計画） ・点検表 ・訓練実施記録 ・研修実施記録</p>
<p>BCP</p>	<p>①業務継続計画の策定の義務化（感染症及び災害に係る業務継続計画） ②定期的な研修・訓練の実施の義務化 ・研修→年1回以上 ・訓練→年1回以上(演習等を実施。机上及び実地での実施が望ましい) ③業務継続計画の定期的な見直し</p>	<p>・業務継続計画（本計画） ・訓練実施記録 ・研修実施記録</p>

プログラム公開の義務化について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、運営基準（※）において、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を作成し、公表することが求められることとなりました。

◆プログラム公表の目的

事業所で提供する支援を見える化することによって、以下の役割を持たせる目的があります。

- ① 全職員が、自事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深める。
- ② 事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とする子どもや家族のサービス選択に資する。

プログラム公開の義務化について

◆公表する内容

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名 ② 作成年月日 ③ 法人(事業所)理念 ④ 支援方針 ⑤ 営業時間
- ⑥ 送迎実施の有無(支援内容) ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容 ⑨ 移行支援の内容
- ⑩ 地域支援・地域連携の内容 ⑪ 職員の質の向上に資する取組 ⑫ 主な行事等

◆プログラムはどこに掲載する？

作成したプログラムは、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることが求められます。

注意点として、特定の人しか見られない会員制のSNS等での発信のみでは不十分ということも言われておりますので、ホームページへの掲載が望ましいですね。

令和7年度からは減算対象のためお早めに取り組みましょう。

今日の子どもの姿

すべて

そこから始まる



令和6年度も
折り返し!!!
頑張りましょう

